

毎週火、金曜日発行(但休日に当
昭和四年四月十五日第三種郵便物登記
翌日)

鳥取県公報

条例

鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

昭和三十六年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十号

鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅管理条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅中

三十五年	住 吉	米子市旗ヶ崎	簡易耐火	二、二六〇円	を
三十五年	湖 山 町	鳥取市湖山町	簡易耐火	一、八八〇円	に、
三十五年	湖 山 町	鳥取市湖山町	簡易耐火	二、四三〇円	

- 「所」に改める。
- 第五十九条第一項中「及び土木出張所」を「、地方農林振興局及び土木出張所」に改める。
- 第六十条を次のように改める。
- (地方機関の職及び職務)
- 第六十条 地方機関及びその附設機関に所長又は局長を、同じく課に課長を、係に係長を、部に部長を、駐在所に主任を置く。
- 2 前項に定めるもののほか、地方農林振興局振興課に企画主任、農務主任、畜産主任及び農協主任を置く。
- 3 特に必要がある場合には、地方機関及び附設機関に次長を置くことができる。
- 4 所長は、上司の命を受け、所員を指揮監督し、所務を掌理する。
- 5 課長又は係長は、所長又は上司の命を受け、その所務を掌理する。
- 6 主任は、上司の命を受け、駐在所の事務を処理する。
- 7 企画主任は、上司の命を受け、農林振興計画の立案に関する事務を処理する。

三十五年	住 吉	米子市旗ヶ崎	簡易耐火	一、五五〇円
三十五年	湖 山 町	鳥取市湖山町	簡易耐火	一、四〇五円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十九号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 労政事務所(第七十七条・第七十八条)」を「第六節 労政事務所(第七十七条・第七十八条)」「地方農林振興局(第七十七条・第七十八条)」に改める。

- 第六条第三項中「、水産課に境港分室を」を削る。
- 第十二条 農政企画課の項第十五号中「農業改良普及所」を「地方農林振興局、農業改良普及所」に改め、同条林務課の項第二十一号中「山林事務所及び」を削り、同条耕地課の項中第十号を削る。
- 第五十八条第一項中「労政事務所」を「地方農林振興局」に改め、同条第二項中「山林事務所」「蚕業指導所」「耕地事務所」を「蚕業指導所」に改め、同条第三項中「蚕業指導所」「耕地事務所」を「蚕業指導所」に改める。
- 四 県税の周知宣伝及び納税の指導に関すること
- 五 納税時蓄組合の普及及び指導に関すること

鳥取県米子地方農林振興局	鳥取県八頭地方農林振興局	鳥取県倉吉地方農林振興局	鳥取県日野地方農林振興局	鳥取県米子地方農林振興局
耕 地 課	振 興 課	耕 地 課	耕 地 課	振 興 課
耕 地 課	林 業 課	耕 地 課	林 業 課	林 業 課
耕 地 課	振 興 課	耕 地 課	振 興 課	振 興 課
管理係、事業係	庶務係	管理係、事業係	管理係、事業係	林政係、林業係、施設係

(地方農林振興局の内部組織)
第七十八条の四 次の表の上欄に掲げる地方農林振興局

ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を

分掌させるため、それぞれ當該下欄に掲げる係を置く。

鳥取県米子地方農林振興局	振興課	庶務係
鳥取県八頭地方農林振興局	林業課	林政係、林業係、施設係
鳥取県倉吉地方農林振興局	耕地課	耕地課
鳥取県日野地方農林振興局	耕地課	耕地課

- 六 会計事務に関すること
- 七 事務所管理に関すること
- 八 還付金の還付及び充当に関すること
- 九 県税及び県税に係る税外収入の徵収決定に関すること
- 十 県税に係る税外収入の減免に関すること
- 十一 県税及び県税に係る税外収入の徵収及び滞納処分に関すること
- 十二 県税に係る徵収金の徵収に関する犯則の取締りに関すること
- 十三 他課の所掌に属しない事務に関する事務に属するものを除く。)
- 一 県税の賦課に関する事務 (ただし、総務課の所掌)
- 二 事務に属するものを除く。)

名

称

位

置

管

轄区域

鳥取県米子地方農林振興局 米子市、境港市、西伯郡
鳥取県八頭地方農林振興局 八頭郡郡家町
鳥取県倉吉地方農林振興局 倉吉市、食吉市、東伯郡
鳥取県日野地方農林振興局 日野郡

(地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域)

第七十八条の三 地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

図る機関である。

(地方農林振興局の設置)

第七十八条の二 鳥取県地方農林振興局設置条例(昭和三十六年五月鳥取県条例第十九号)により設置された

地方農林振興局は、市町村その他農林関係団体と連絡調整を行ない、地域の農業、林業及び水産業の振興を

三 県税の減免に関する事務に属する犯則の取締りに関する事務を加える。

第五章第六節の次に次の二節を加える。

第六節の二 地方農林振興局

二 県税の減免に関する事務に属する犯則の取締りに関する事務を加える。

- 十 農業金融対策に關すること
- 十一 農業生産及び經營合理化対策に關すること
- 十二 農水産業の改良普及に關すること
- 十三 農業共済に關すること
- 十四 果樹等特產物振興対策に關すること
- 十五 食糧管理法の施行に關すること
- 十六 自作農創設維持に關すること
- 十七 開拓地における農業經營及び農村建設の指導に關すること
- 十八 海外移住促進に關すること
- 十九 畜産振興に關すること
- 二十 酪農振興に關すること
- 二十一 草地改良に關すること
- 二十二 家畜衛生に關すること
- 二十三 漁業經營合理化促進に關すること
- 二十四 水産業協同組合指導に關すること
- 二十五 内水面漁業振興に關すること
- 二十六 農業技術普及に關すること

名 称	位 置	振興課		庶務係
		林業課	林政係、林業係、施設係	
耕 地 課	管理係、事業係			
鳥取県日野地方農林振興局				

2 地方農林振興局に附設機関を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

鳥取県倉吉地方農林振興局に置く附設機関

名

称

位

置

振興課

- | | |
|-----------------|--------|
| 鳥取県北条用排水改良事業所 | 東伯郡北条町 |
| 鳥取県北条浜かんがい事業所 | 東伯郡北条町 |
| 鳥取県東郷池沿岸排水改良事業所 | 東伯郡羽合町 |
| 鳥取県小鴨川用水改良事業所 | 倉吉市 |
| 鳥取県大沢排水改良事業所 | 米子市 |
| 鳥取県境港水産事務所 | 境港市 |

- 3 地方農林振興局長は、知事の承認を得て駐在所を置くことができる。

(地方農林振興局各課の分掌事務)
第七十八条の五 地方農林振興局の各課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 公印の管守に關すること
- 二 文書の収受、発送、審査、記録及び保管に關すること
- 三 事務所管理に關すること
- 四 職員の身分及び服務に關すること
- 五 予算經理に關すること
- 六 局内各課の連絡調整に關すること
- 七 農業基本対策渗透に關すること
- 八 地域農林水産業振興対策に關すること
- 九 農業協同組合等農業団体の振興対策に關すること

十四 森林火災国営保険に關すること

十五 林業団体の指導に關すること

十六 猛政に關すること

十七 森林病害虫防除に關すること

十八 木材業者及び製材業者登録に關すること

十九 火薬類に關すること(鳥取、八頭地方農林振興局を除く。)

二十 火薬類に關すること(鳥取、八頭地方農林振興局を除く。)

耕 地 課

一 土地改良に關すること

二 耕地整理に關すること

三 河水統制及び農業水利調査に關すること

四 農地閑係資材に關すること

五 農業水利改良に關すること

六 土地改良区に關すること

七 地盤変動対策に關すること

八 東郷池干拓調査に關すること

九 地方農林振興局長は、地域農林水産業振興計画の樹

昭和三十六年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

〔鳥取県森林業試験場 鳥取市立川町五丁目三〇二号〕

〔鳥取県東部山林事務所 鳥取市立川町五丁目三〇二号〕

〔鳥取県中部山林事務所 倉吉市仲之町七三七号〕

〔鳥取県西部山林事務所 米子市東町九七号〕

〔鳥取県森林業試験場 鳥取市立川町五丁目三〇二号〕

〔鳥取県鳥取地方農林振興局 鳥取市富安町大字郡八頭郡家町大字郡〕

〔鳥取県八頭地方農林振興局 家四九三号〕

〔鳥取県倉吉地方農林振興局 倉吉市仲之町七三七号〕

〔鳥取県米子地方農林振興局 米子市東町九七号〕

〔鳥取県日野地方農林振興局 日野郡日野町根雨字細田三四一の二〕

〔鳥取県水産試験場 岩美郡岩美町大字大谷〕

〔鳥取県東部耕地事務所 岩美郡岩美町大字大谷〕

〔鳥取県中部耕地事務所 倉吉市仲之町七三七号〕

〔鳥取県西部耕地事務所 米子市東町九七号〕

〔鳥取県水産試験場 岩美郡岩美町大字大谷〕

立及び実施のため、地域内に設置されている農業改良普及所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、蚕業指導所及び中海干拓事業所を指揮統括する。

第五章第十四節を次のように改める。

第十四節 削除

第八十七条の八から第八十七条の十一まで 削除

第五章第十六節を次のように改める。

第十六節 削除

第八十九条の二から第八十九条の五まで 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百十七号

昭和三十五年四月鳥取県告示第百五十三号(廻の指定について)の一部を次のように改正し、昭和三十六年六月一日から施行する。

2 地方農林振興局長は、地域農林水産業振興計画の樹

鳥取県人事委員会規則第二十九号

給料表の適用範囲に關する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

給料表の適用範囲に關する規則の一部を改正する規則を正する規則

第四条第三項第五号中「農地開拓課」を「地方農林振興局」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

職務の等級の分類の基準に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年六月一日

給料表の適用範囲に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

人事委員会規則

給料表の適用範囲に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県人事委員会規則第三十号

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔽

知事部局農地開拓課	別表第八中	改める。
この規則は、公布の日から施行する。	附 則	

職務の等級の分類の基準に関する規則の一
部を改正する規則
職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年)

三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように
改正する。

別表第一中

衛生研究所	所長	衛生研究係長	庶務係長	庶務係長
地方農林振興局	所長	耕作地課長(鳥取、米子、八代、日野の耕作課長を除く。)	課長(鳥取、米子の耕作課長)	主幹(境港水産事務所長)
山林事務所	所長	山林事務係長	課長(境港水産事務所長)	課長(境港水産事務所長)
水産試験場	所長	水産試験場係長	課長(境港水産事務所長)	課長(境港水産事務所長)
耕地事務所	所長	耕地事務所係長	課長(境港水産事務所長)	課長(境港水産事務所長)
水産試験場	所長	水産試験場係長	課長(境港水産事務所長)	課長(境港水産事務所長)
船務係長	係長	船務係長	課長(境港水産事務所長)	課長(境港水産事務所長)
船務係長	係長	船務係長	課長(境港水産事務所長)	課長(境港水産事務所長)
に	を	に	を	を